

# 14 緊急時対応業務

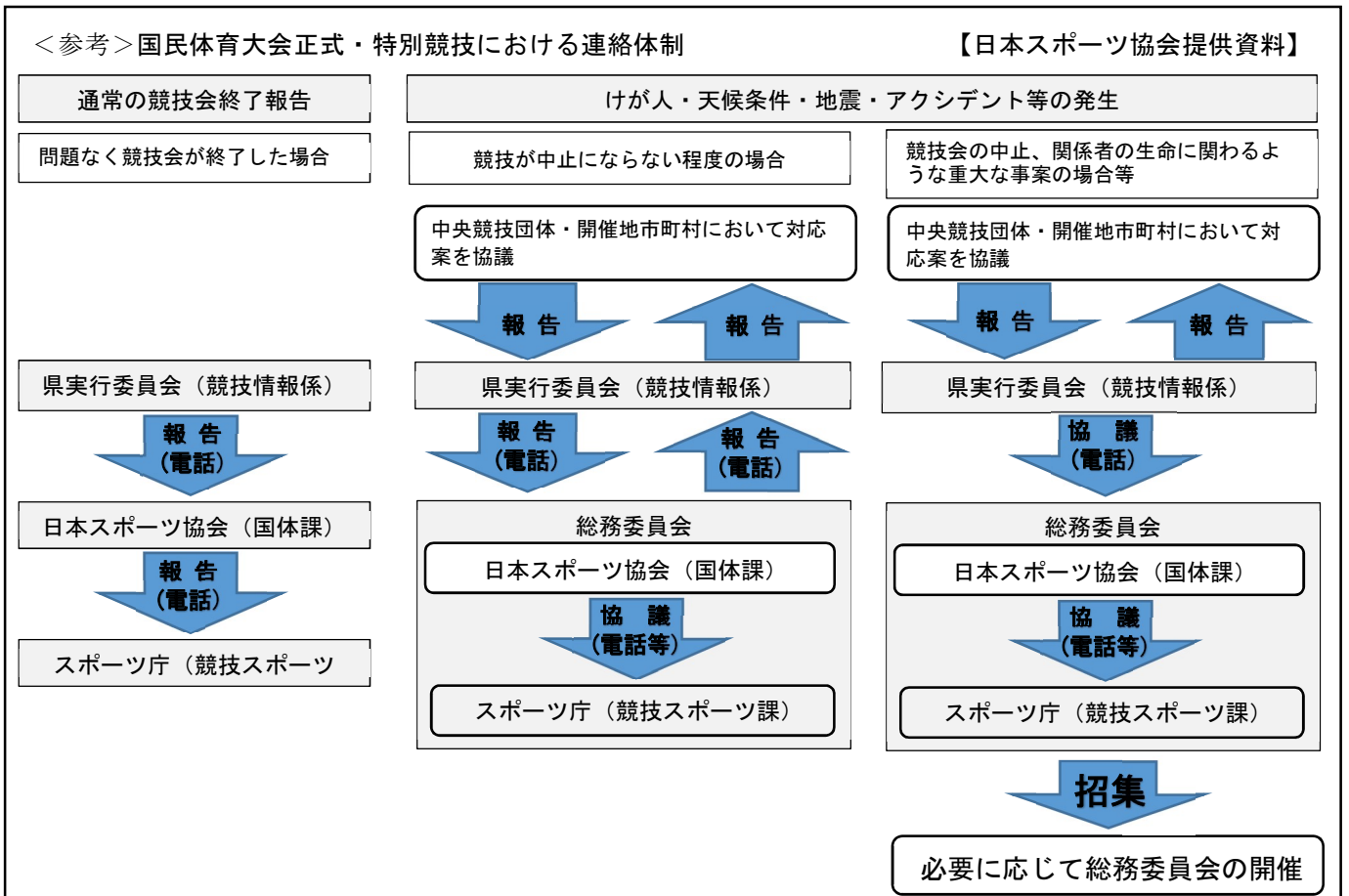
県及び会場地市町村、県競技団体は、密接な連携のもと、国民体育大会開催基準要項、同細則及び「国体における荒天時対応について」の定めにより、けが人、天候条件、アクシデント等が発生した場合に、競技会の日程変更等の緊急時対応を行う。

## 1 業務の概要

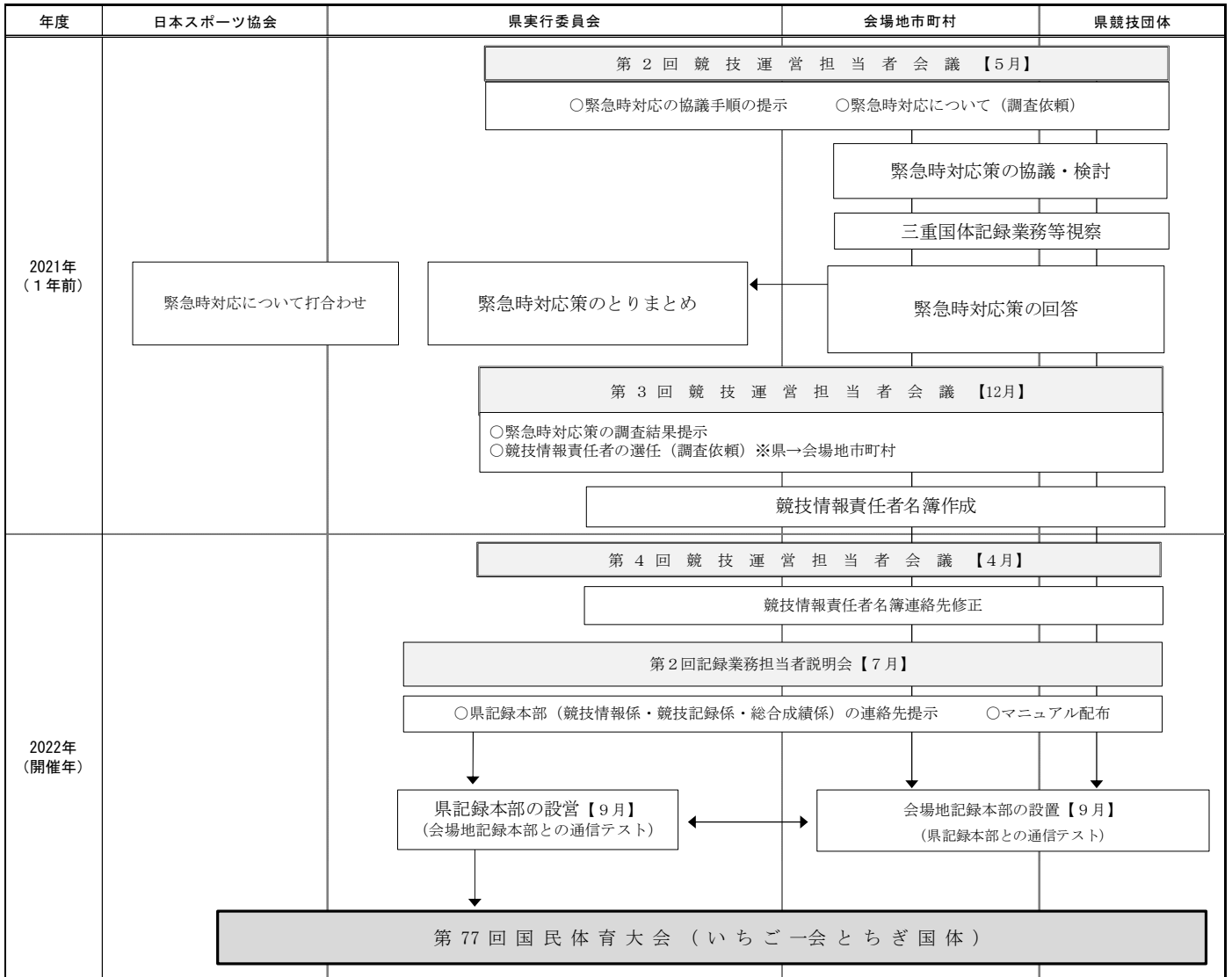
業務名 (年 度)	内容	中央競 技団体	県	会場地 市町村	県競技 団体
緊急時対応業務の協議 手順の提示	県は、緊急時対応に係る協議の手順について、会場地市町村及び県競技団体に提示し、緊急時対応策について、会場地市町村に調査する。		◎		
緊急時対応策の検討	会場地市町村及び県競技団体は、緊急時対応策とその策定方法について、協議し決定する。			◎	◎
緊急時対応策の提示	県は、会場地市町村から回答のあった緊急時対応策を取りまとめ、会場地市町村及び県競技団体に提示する。		◎		
競技情報責任者の選任	県は、会場地市町村及び県競技団体に競技情報責任者の役割を提示する。会場地市町村及び県競技団体は、競技情報責任者を選出し、県に報告する。		○	◎	◎
競技情報責任者の連絡 先調査	県は、会場地市町村及び県競技団体に県記録本部の競技情報係、競技記録係、総合成績係の連絡先を提示する。会場地市町村及び県競技団体は競技情報責任者の連絡先に変更があった場合に県に報告する。		◎	◎	◎
緊急時対応業務	①緊急時対応業務 ・けが人、台風等の天候条件、アクシデント等が発生した場合、会場地市町村及び県競技団体は対応案を協議・策定し、県に協議 ・県は日本スポーツ協会、文科省と協議し、対応策を決定し、会場地市町村に連絡 ・県から連絡を受けた会場地市町村は、選手・監督・観客に速やかに連絡するとともにホームページ等を通じて周知	◎	◎	◎	◎
	②競技情報責任者の主な業務 ・会場地市町村及び競技団体で協議・策定した緊急時対応案を県に連絡 ・県、日本スポーツ協会、文科省で決定された対応策の連絡を受け、会場地市町村及び競技団体に連絡 ・決定事項を緊急時連絡票に記入し、県に送信			◎	○

## 2 業務推進上の留意点

(1) 会場地市町村及び県競技団体は、業務の推進にあたっては、県と十分連携を図ること。



いちご一会とちぎ国体 緊急時対応業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

# 国体における荒天時対応について

平成 30 年 4 月 1 日  
日本スポーツ協会 国体課

## I. 競技会の対応

### 1. 競技会日程の変更について

台風等の影響により競技日程を変更する（競技会の中止・順延を含む）必要がある場合の対応については、以下の方針に基づき取り進めることとする。

#### (1) 変更を検討する条件

- ① 大雨・強風等により競技施設を競技可能な状態に保てない場合。
- ② 競技運営に必要な人員が集合できない場合。
- ③ 参加都道府県選手団が会場に集合できない場合。
- ④ 会場地市町村が災害対策等で競技会開催に必要な対応ができない場合。

#### (2) 変更の基本方針

- ① 競技会会期の移動は不可とする（開始日の前倒し及び最終日の順延は不可）。  
（例：「10/1～4 → 9/30～10/3、10/2～10/5」と変更することは不可）
- ② 競技会会期の短縮は可とする（例：4日間→3日間など）。
- ③ 競技会会期中において、関係者間〔競技会主催者：5者（日本スポーツ協会、文部科学省、開催県、中央競技団体、開催地市町村）及び都道府県選手団〕の合意を得た上で競技日程（開始・終了時刻、試合数、実施会場等）を変更することは可とする。  
ただし、競技会最終日の終了時刻は、原則として当初の終了予定時刻より遅い時刻には変更しない。

#### (3) 変更のパターン

- ① 競技開始日・競技開始時刻を遅らせる。  
（天候が回復するのを待って競技を実施する場合など。ただし、全試合消化できないまま、競技会を終える場合も発生する。）
- ② 特定の競技種目のみ実施しない。  
（実施予定日の競技種目のみ実施しない場合等）
- ③ 全日程を中止する。  
（台風接近により競技開始前に競技施設を撤去し、競技期間内に再設営ができない場合等）

#### (4) 選手団の会場地入りに支障がでると想定される場合の対応

原則として、全都道府県選手団が会場入りしてから競技会を開始する。

ただし、会場地入りが遅れる選手団の状況を勘案し、関係者間〔競技会主催者：5者（日本スポーツ協会、文部科学省、開催県、中央競技団体、開催地市町村）及び当該都道府県以外の選手団〕の合意の上、全都道府県選手団が揃っていなくても競技会を開始できるものとする。

#### (5) 選手団の帰路における移動に支障がでると想定される場合の対応

競技を終了した選手団が交通機関の運航（運行）している間に帰路につけるよう、競技の開始・終了時刻を変更する等の対応を行い、可能な限り選手の移動に配慮する。

### 2. 競技会の全日程を終了できなかった場合の順位・総合成績の取扱い

競技得点については、大会実施要項総則第6項に基づき、「各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。」と定められている。

中央競技団体は、以下の判断基準により、得点案を作成し、事前に県記録本部に報告するとともに、大会総務委員会と協議した上で順位・総合成績を決定する。

#### (1) ベスト8以上のチームが出揃っている場合

- ① 順位は、競技会終了時点における最高成績の全チームを1位として取り扱う。

例：決勝が実施できなかった場合は、決勝に進出した2チームを1位とする

ただし、準々決勝・準決勝等の各段階のすべての試合が終了していない場合について、各段階まで進出した全チームを同順位とする。

例：準々決勝4試合（準決勝2試合）がすべて終了していない場合、準々決勝進出8チーム（準決勝進出4チーム）は同順位とする。

- ② 競技得点については、大会実施要項総則第6項に基づき与える。

(2) ベスト8のチームが出揃っていない場合

- ① 順位は空位とし、確定しない。
- ② 競技得点は与えない。

### 3. 変更の決定手順

- ① 天候、交通機関の状況等を勘案し、当該中央競技団体及び会場地市町村において協議を行い、対応案を作成する。
- ② 会場地市町村は、①の協議内容を踏まえ、県実行委員会に対応案を報告し、協議を行う。
- ③ 開催県実行委員会は、②の協議内容を大会総務委員会で協議の上、変更を決定する。

### 4. その他

- (1) 競技会の実施にあたっては、宿舎から競技会場間及び競技会場周辺の交通機関の状況等、大会関係者及び観覧者の安全が十分に確保されていることを確認すること。
- (2) 競技会の開始・終了時刻の変更にあたっては、係員・補助員等の対応についても、十分に配慮すること。
- (3) 競技会終了後、当日中に帰路につけない選手団が出た場合、会場地市町村及び大会合同配宿本部において、宿舎の確保に配慮すること。
- (4) 開催県実行委員会、会場地市町村実行委員会は、国体ホームページ等を活用し、可能な限り変更の結果を公表すること。

## II. 総合開閉会式における対応

### 1. 総合開会式

実施態度については、前日開催の主催者連絡会議で仮決定を行い、当日の6:00に本決定とする。

### 2. 総合閉会式

実施態度については、当日の6:00に、主催者で協議し、決定とする。

## III. 役員懇談会における対応

荒天等による役員懇談会の実施可否について判断する場合は、以下のとおりとする。

### 1. 総合開会式と同日に役員懇談会を開催する場合

当日早朝(6:00)の総合開会式実施態度決定を受け、その決定に準じた取り扱いとする。

- ① 総合開会式が通常対応及び荒天時対応となった場合、役員懇談会は予定どおり実施する。  
荒天時対応の場合は、参加者の安全確保に留意し、送迎バス手配等の運営状況についても開催県と十分に調整を行う。
- ② 総合開会式が中止となった場合は、原則として役員懇談会も中止とし、その決定手順は「3. 役員懇談会中止の場合の決定手順」のとおりとする。
- ③ 役員懇談会参加者に対するアナウンスは、日本スポーツ協会ホームページ上にお知らせを掲載する。  
開催県実行委員会に協力を仰ぎ、開催県ホームページ(記録速報等)にも掲載してもらう。
- ④ 総合開会式が通常対応や荒天時対応にて実施されたものの、役員懇談会開始時に更なる荒天が予想され、参加者の安全確保や運営状況に支障があると判断すれば、当日正午までに中止を決定する。その決定手順は「3. 役員懇談会中止の場合の決定手順」のとおりとする。役員懇談会参加者に対するアナウンスは上記に同じ。

### 2. 総合開会式と別日に役員懇談会を開催する場合

- ① 役員懇談会開始6時間前を目安に実施可否について判断する。
- ② 役員懇談会参加者に対するアナウンスは、日本スポーツ協会ホームページ上にお知らせを掲載する。  
開催県実行委員会に協力を仰ぎ、開催県ホームページ(記録速報等)にも掲載してもらう。

### 3. 役員懇談会中止の場合の決定手順

- ① 国体委員長、日本スポーツ協会事務局長、日本スポーツ協会役員懇談会担当部・課長等により、協議、対応案を作成。
- ② 文部科学省、開催県実行委員会、宮内庁に確認の上で決定する。

## <根拠規定>

### 「国民体育大会開催基準要項」

#### 「16 大会開催の可否決定」

大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

#### 「24 総務委員会」

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。